

改正意匠法の施行（１）

意匠実務はどう変わる？ポイントの解説

三好内外国特許事務所
弁理士 安立 卓司



1. 概要

- ・ 令和元年5月17日、改正意匠法が公布された。
- ・ 改正法は、令和2年4月1日に施行される。

改正法の大きなポイント

- ・ 保護対象が拡大される（「画像意匠」「建築物の意匠」「内装の意匠」を新設）。
- ・ 関連意匠制度が拡充される。

その他のポイント

- ・ 存続期間が延長される。
 - ・ 複数意匠一括出願制度が導入される。
 - ・ 物品区分が見直される。
 - ・ 組物制度が見直される。
 - ・ 創作非容易性の水準が引き上げられる。
 - ・ 間接侵害規定が拡充される。
 - ・ 手続救済規定が拡充される。
-
- ・ 法改正に合わせ、意匠審査基準が改訂される。
 - ・ 審査基準は、内容はほぼ固まったが、最終確定ではない。
 - ・ 本稿では、令和2年1月22日の審査基準案に基づき、運用の方向性を示す。

2. 画像を含む意匠 改正意匠法

改正意匠法 2 条 1 項

この法律で「意匠」とは、・・・画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。・・・）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

従前より、画像を含む意匠は、意匠法で保護されてきた。

しかし、従来法において意匠は物品の形態であるので、①物品のディスプレイに表示され、かつ、②物品のメモリに記録されている画像しか保護されなかった。

改正により、物品から独立して、「画像」そのものが保護されることになった。これにより、①例えば壁など物品以外に投影される画像や、②サーバ上に記録されているウェブサイトの画像が、新たに保護対象となる。

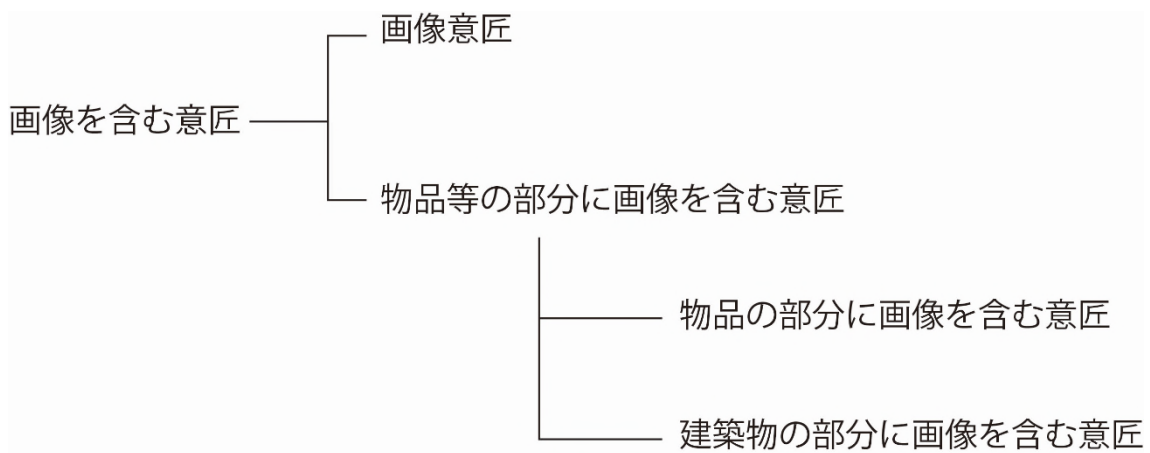
とはいえ、全ての「画像」が保護される訳ではなく、操作画像（機器の操作に用いられる画像）と表示画像（機器が機能を発揮したことにより表示される画像）に限り保護される。これは従来と同じである。

改訂意匠審査基準案

(1) 権利化の方法

権利化の方法は、2通りある。

「画像意匠」(物品から独立した画像のみの意匠)として権利化する方法と、「物品等の部分に画像を含む意匠」(物品又は建築物に画像が表示された意匠)として権利化する方法である。前者は無体物の意匠、後者は有体物の意匠である。両者を合わせて、「画像を含む意匠」という。



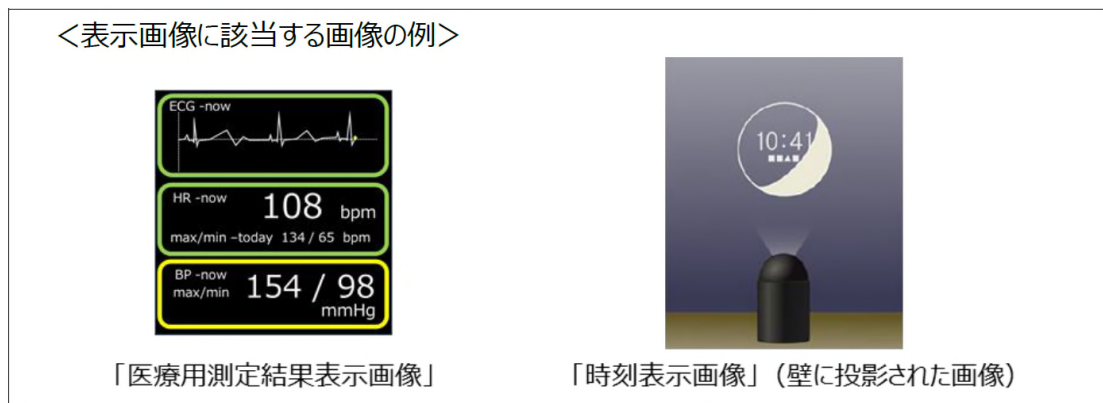
(2) 画像意匠

「画像意匠」は、物品から独立している。したがって、出願に際し、その画像が適用される機器を特定する必要はない。



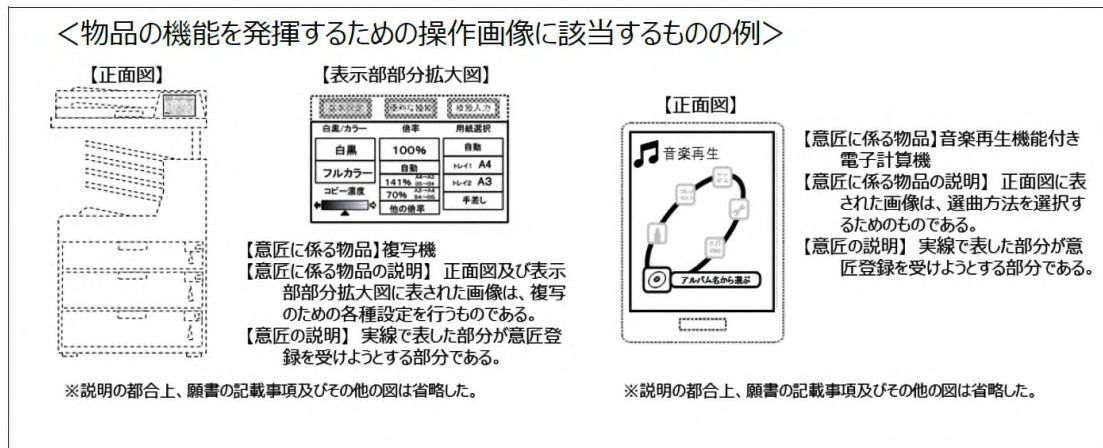
上記改訂意匠審査基準案より引用

このように、画像のみを出願することができる。左の例のように画面全体の画像を出願してもよいし、右の例のように画面の構成要素のみを出願してもよい。但し、構成要素の画像を出願する場合、画像だけでは機器の操作に用いるものかどうか分からないことがあるため、願書の記載に注意する必要がある。



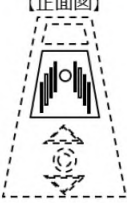
上記改訂意匠審査基準案より引用

(3) 物品等の部分に画像を含む意匠



＜物品の機能にとって必要な表示画像の例＞

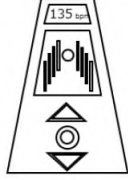
【正面図】



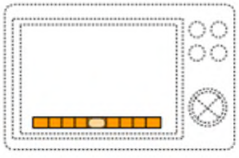
【意匠に係る物品】電子メトロノーム
 【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【使用状態を示す参考正面図】



【正面図】



【意匠に係る物品】デジタルカメラ
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを検知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

上記改訂意匠審査基準案より引用


従前と同様、物品に表示される画像について出願することができる。この度の改正により建築物の意匠が保護対象に追加されたため、建築物に表示される画像についても出願できるようになる。

(4) コンテンツ画像

しかし、映画やゲーム等のコンテンツ画像は、保護対象にならない。コンテンツ画像は法上の意匠と判断されない。

(5) 「画像意匠」 どちらの類否判断


公知意匠



「商品在庫確認用画像」
 (説明)
 複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した商品選択ボタンであり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

出願の意匠

【画像図】

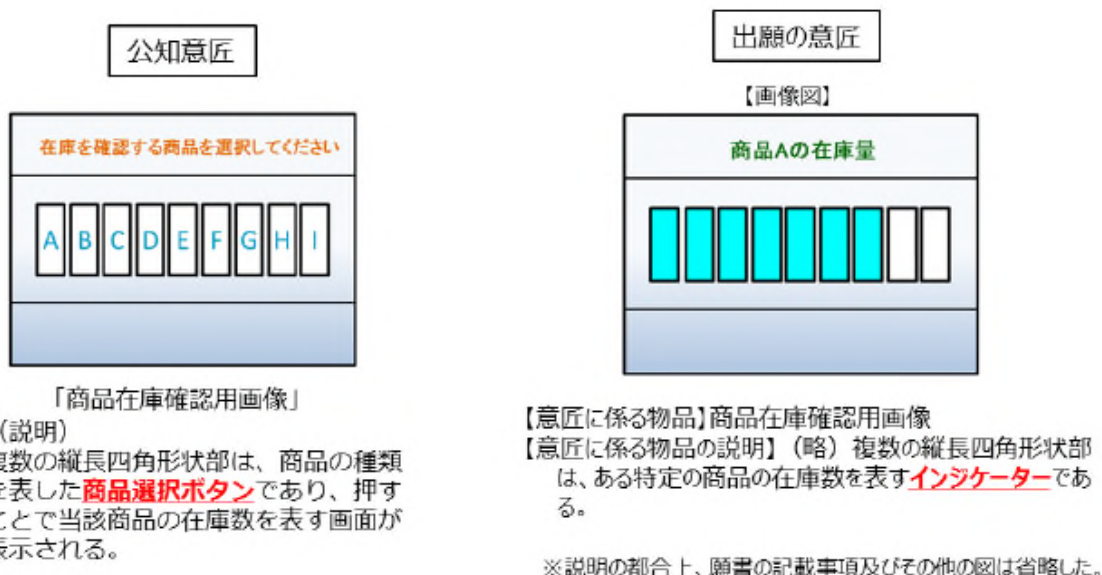


【意匠に係る物品】会議室予約用画像
 【意匠に係る物品の説明】(略) 複数の縦長四角形状部は各会議室を表した会議室を選ぶための図形であり、ここをクリックすることで当該会議室の予約状況を表示する画面が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

上記改訂意匠審査基準案より引用

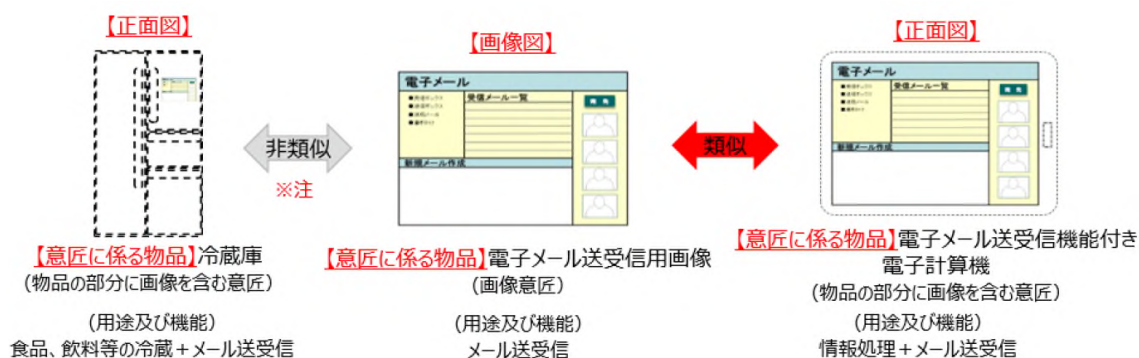
審査基準案によれば、両者は類似する。「選択用」という画像の用途が共通するからである。



上記改訂意匠審査基準案より引用

審査基準案によれば、両者は類似しない。左側の画像が「選択用」であるのに対し、右側の画像は「在庫数表示用」であり、用途が共通しないからである。

(6) 「画像意匠」と「物品等の部分に画像を含む意匠」の類否判断



上記改訂意匠審査基準案より引用

審査基準案によれば、「電子メール送受信画像」と「電子メール送信機能付き電子計算機」は類似する。電子計算機は、電子メール送信機能のみならず情報通信機能を有するが、情報通信機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えない旨の説明がある。

他方、「電子メール送受信画像」と「(電子メール送信機能を有する)冷蔵庫」は類似しない。冷蔵庫は、食品等を保管し、冷蔵するという冷蔵庫特有のハードウェアに基づく用途及び機能も有している点で、両者は大きく異なる旨の説明がある。保管・冷蔵という冷蔵庫特有の用途及び機能は、物品の外観上の特徴として表れることから、意匠全体の用途及び機能の評価に大きな影響を与えるものと思われる。

(7) コメント

改正により、物品に記録されていない画像、例えばウェブサイトの画像が保護対象に追加されることのインパクトは大きい。情報通信技術が発展した昨今、ウェブサイトをも有していない事業者は少ないだろう。ウェブサイトのリニューアルも含めると、年間どれだけの新しいウェブサイトが生み出されているのか。今回の意匠法改正により、ウェブサイト作成業者、ウェブサイト使用者はすべて当事者となる。今後どのように対応するのか、検討する必要があるだろう。